

第4編 人の支援制度

人的支援制度

【企画財政部】

地域づくりサポーター派遣事業

制度区分 県支援

所管団体

県担当課 地域政策課 地域振興担当（内線 2771）

支援目的	各市町村からの要請により県の各課所室の専門知識を有する職員を市町村に派遣することにより、地域づくりの課題解決やアイデア実現を目指す市町村を実務的に支援し、もって個性を活かした夢のある地域づくりの推進を図ることを目的とする。 県の職員が市町村に出向き、市町村職員などと様々な経験や専門知識を交え共に議論することにより、課題解決やアイデア実現を積極的に支援する。
支援内容	〔支援内容〕 県の担当課所室の長は、所属職員の中からサポーターとして派遣する職員（1人又は複数人）を選任し、職務命令（旅行命令による出張）により、市町村に派遣する。 ・支援業務 （1）プロジェクト支援型 市町村が単独の課所室だけでは対応できない複合的な課題の解決やアイデアの実現を図るため、庁内の関係課所室職員等からなるプロジェクトチームや委員会等を結成し、又は、結成しようとする場合、課題等に対応する県の担当課所室の職員を派遣して支援する。 （2）個別業務支援型 市町村の各課所室の個別の業務課題等に対して、県の担当課所室の職員を派遣して支援する。 ・派遣期間 市町村の地域づくりの課題解決やアイデア実現のため、県の担当課所室長が必要と認める一定の期間 プロジェクト支援型：地方分権支援課が具体的な派遣の期間、日時等について庁内調整を行い、県の担当課所室が最終的に決定する。 個別業務支援型：各業務の県担当課所室が具体的な派遣の期間、日時等を調整して決定する。 ・費用負担 旅費：県の担当課所室 派遣に伴うその他一切の経費（会場借上費、印刷製本費等）：市町村 〔対象団体〕 市町村
予算額	なし
申請期間	随時
採択件数・採択例	21年度 未定 20年度 のべ7件（4市3町）
根拠法令・要綱等	地域づくりサポーター派遣事業実施要領

地域づくりアドバイザー事業

制度区分 その他支援

所管団体 （財）地域活性化センター

県担当課 地域政策課 地域振興担当（内線 2771）

支援目的	（財）地域活性化センターは、各市町村等が行う自主的主体的な地域づくりに対する支援の一環として、地域の活性化を推進するため適切な助言を行う各分野の専門家等（アドバイザー）の紹介を行い、その受入れにつき、財団法人全国市町村振興協会の協力を得て、当該経費の助成を行う。また、市町村等からの要望に応じ、アドバイザーに関する情報提供を行う。
支援内容	〔支援内容〕 地域活性化を推進する次の分野について行う自主的主体的な取組であって、テーマに具体性があるものを対象とする。多数の聴講者を対象とする地域づくり全般についての講演会等は、原則として除く。 1 地域の総合的な振興に関する分野 市町村基本構想・基本計画、広域市町村圏計画等の策定、広域市町村の連携推進、市町村合併、地域の総合診断、市民活動支援等 2 地域経済の振興に関する分野 観光資源の整備、特産品の開発、商店街の活性化、コミュニティビジネス等 3 地域文化の振興に関する分野 イベントの実施、文化施設の整備等 4 情報化対策に関する分野 CATV事業の基本構想・基本計画、IT等 5 その他 健康増進・福祉計画、国際交流、環境エネルギー対策、過疎地域対策、第3セクター施設の管理・運営等 ・支援方法 1 アドバイザー候補者を選定し、これに関する情報を提供する。 2 アドバイザー受入れのために市町村が支出した経費のうち、以下のものを助成する。受入れの人数及び回数については、問わない。 （1）謝金：実費分（アドバイザー1人1回につき10万円まで。） （2）交通費：実費分（日当及びグリーン料金等は助成対象に含まれない。） （3）宿泊費：実費分 なお、助成限度額は（1）、（2）及び（3）の合計で30万円とする。 〔対象団体〕 市町村、広域行政機構である広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会（ただし、前年度に採択された団体は対象外とする）
予算額	21年度 ー 20年度 ー
申請期間	毎年11月下旬～1月中旬
採択件数・採択例	21年度 未定 20年度 2件（春日部市・吉川市）
根拠法令・要綱等	地域づくりアドバイザー事業実施要綱

地域振興アドバイザー派遣事業

制度区分 その他支援
所管省庁 国土交通省 地方振興課
県担当課 地域政策課 地域振興担当（内線 2771）

支援目的	主体的地域づくり活動を推進するに当たり様々な課題に直面している地域や、中心市街地の活性化又は山村第3セクターの経営等を課題としている地域に地域振興アドバイザーを派遣し、所要の助言等を行うことにより当該地域づくり活動等を支援し、もって地域の活性化に資することを目的とする。				
支援内容	〔支援内容〕 要望市町村等について、次の事項を総合的に勘案し、派遣効果が期待されるものが選定される。 1 プロジェクト・チーム、地域づくり活動組織等受け入れ体制が整っていること 2 地域課題等を的確に把握していること 3 地域活性化に関して行政としての取り組みが継続していること ・支援方法 1 アドバイザーの選任……国土交通省都市・地域整備局長が適当と認められる者を選任する。 2 アドバイザーの人数……1市町村等に対し、3名以内 3 派遣回数……1市町村等当たり原則として3回以内 4 費用負担……旅費については国土交通省負担。また、謝金については第1回目のみ国土交通省負担。謝金の第2回目以降分については市町村等負担 〔対象団体〕 市町村等				
〔予算額〕	21年度	—	20年度	—	〔申請期間〕 毎年2月ごろ
〔採択件数・採択例〕	21年度		未定		
	20年度		0件		
〔根拠法令・要綱等〕	地域振興アドバイザー派遣制度実施要領				

新分野進出等アドバイザー・社外パートナー派遣事業

制度区分 その他支援
所管団体 地域総合整備財団（ふるさと財団）
県担当課 地域政策課 地域振興担当（内線 2771）

支援目的	地域企業の新たな分野進出など、地域振興に資する民間事業活動を促進しようとする地方公共団体の要請に応じ、当該事業に関する専門家をアドバイザーとして派遣する。 また、民間事業活動の具体化に対するコンサルティング活動の一環として、地方公共団体との連携のもと、社外の人材（社外パートナー）を活用した民間事業者の地域振興に資する新分野進出事業等を支援する。				
支援内容	〔支援内容〕 ・アドバイス又はコンサルティングの内容 次に掲げる民間事業に関わるもの。 1 民間事業者の新製品の開発や販路開拓などの新分野進出事業等で、地方公共団体がアドバイザーの派遣又はコンサルティングを適当と認める事業（民間単独事業） 2 地域振興のために地方公共団体が民間事業者（任意団体含む）とともに事業化を構想・企画している事業（共同事業） ・支援方法 1 アドバイザー・社外パートナーの選任……地域総合整備財団（ふるさと財団）が当該民間事業者または地方公共団体と協議の上選任する。 2 派遣回数……アドバイザー：1件につき4回を限度、社外パートナー：1件につき原則として3ヶ月以上継続かつ5回以上 3 派遣日数・時期……1回につき原則として2日以内、平成22年2月末日まで。 4 費用負担……アドバイザー：派遣に要する経費（講師謝金・旅費等）は、1件につき4回を限度内において原則として地域総合整備財団（ふるさと財団）が全額負担 社外パートナー：派遣に要する経費（講師謝金・旅費等）のうち、1件につき原則100万円以内を地域総合整備財団（ふるさと財団）が負担 〔対象団体〕 市町村及び民間事業者				
〔予算額〕	21年度	—	20年度	—	〔申請期間〕 毎年2月～6月
〔採択件数・採択例〕	21年度		未定（アドバイザー・社外パートナー合計）		
	20年度		1件（白岡町：アドバイザー）		
〔根拠法令・要綱等〕	新分野進出等アドバイザー・社外パートナー派遣事業実施要綱				

人的支援制度

まちなか再生総合プロデュース事業

【企画財政部】

制度区分 其他支援
所管省庁 地域総合整備財団（ふるさと財団）
県担当課 地域政策課 地域振興担当（内線 2771）

支援目的	市町村のまちなか再生を目的とする取組の推進に資するため、市町村が「まちなか再生プロデューサー」にまちなか再生に係る業務を委託等する経費の一部を助成する		
支援内容	〔支援内容〕 ・助成対象事業（次の全てに該当する事業） ①まちなか空間の再生を目的として実施する事業であること ②まちなか再生の観点から、事業の実施に係る実質的成果があがることが期待できる事業であること。 また、プロデューサー等との連携を円滑に行う体制の整備等、本事業がより効果的に実施されるような仕組みを有する事業であること ③プロデューサー等が実質的、継続的に取組を行う事業であること ④事業による取組内容が、まちなか再生のモデルとなるような事例となり得る事業であること ・助成対象経費 プロデューサー等との業務委託契約金額（助成対象事業期間分）に係る金額とし、人件費、旅費、交際費、社会保険料、一般管理費、物件費、事務所賃借料等、契約の履行に必要な一切の経費（消費税を含む）を含み、成功報酬部分を除く）の当該助成対象事業期間分の2／3以内（1,000万円以内／団体） 〔対象団体〕 市町村		
予算額	21年度	—	20年度 —
採択件数・採択例	21年度	未定	20年度 なし
根拠法令・要綱等	まちなか再生総合プロデュース事業実施要綱		
申請期間	毎年2月～3月		

【企画財政部】

総合助言制度

制度区分 県支援
所管省庁 —
県担当課 市町村課財政担当（内線2684）

支援目的	市町村が抱える行財政上の様々な課題に対し、県が市町村の立場に立って実践的な助言を行うことにより、市町村行財政の円滑な推進に資することを目的とする。		
支援内容	〔支援内容〕 ①トータルサポート ～市町村からの要望により、市町村の行財政上の課題を抽出・分析し、改善策を提示 ②個別助言・支援 ～市町村が抱える行税財政上の課題について助言・支援 ○課題別重点助言 ～市町村から支援要望が多い行税財政上の課題について、あらかじめ県が具体的なテーマを提示 一 行政上の課題 二 財政上の課題 三 税政上の課題 四 その他行財政運営に係る総合的な課題 ③課題別講師派遣 ～市町村から研修講師派遣の要望が多い行財政上の課題について、あらかじめ県が具体的な研修テーマを提示 〔対象団体〕 市町村等		
予算額	21年度	—	20年度 —
採択件数・採択例	21年度	（予定）30件程度	20年度 24件
根拠法令・要綱等	市町村に対する総合助言制度実施要綱		

人的支援制度

【企画財政部】

地方公営企業等経営 アドバイザー派遣事業

制度区分 其他支援
所管省庁 総務省自治財政局公営企業課
県担当課 市町村課財政担当（内線2684）

支援目的	地方公営企業の経営の効率化、事業の新展開等の助言等を行うとともに、第三セクター（地方公共団体が出資又は出捐を行っている会社法法人及び民法法人をいう。以下同じ。）の経営に係る市町村の指導監督を支援するため
支援内容	〔支援内容〕 経営アドバイザーは、地方公共団体の要請に基づいた総務省からの委嘱を受け、次の事項を行う。 一 地方公営企業における経営の効率化等の観点から、経営計画、財務会計、組織管理、情報管理等に関する総合的又は個別の助言等 二 地方公営企業における事業の新展開、新しいサービスの実施等に関する助言等 三 第三セクターの経営改善等に係る市町村の指導監督に関する助言等 四 その他総務省自治財政局公営企業課長が必要と認める事項
内容	〔対象団体〕 市町村等
予算額	21年度 不明、20年度 不明（総務省が負担）
採択件数・採択例	21年度 不明 20年度 0件（埼玉県内のみの件数。申請もなし）
根拠法令・要綱等	地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業実施要綱

【企画財政部】

P F I アドバイザー派遣制度

制度区分 其他支援
所管省庁 地域総合整備財団（ふるさと財団）
県担当課 市町村課財政担当（内線2684）

支援目的	P F I 等による公共施設等の整備、運営・管理等を推進する地方公共団体に対して、シンクタンク等の専門家又は（財）地域総合整備財団の担当職員をアドバイザー又は研修講師として必要な助言・指導又は研修を行い、P F I 等による公共施設等の整備、維持管理及び運営を推進する地方公共団体を支援する。
支援内容	〔支援内容〕 シンクタンク等の専門家又は（財）地域総合整備財団の担当職員をアドバイザー又は研修講師として派遣 ・アドバイスの内容 （１）P F I 等の基礎的な事項に関すること （２）P F I 等の具体的な検討事業に関すること ・研修の内容は、アドバイスの内容に準じる。
内容	〔対象団体〕 市町村等
予算額	21年度 不明、20年度 不明（原則として財団が全額負担）
採択件数・採択例	21年度 不明 20年度 2件（埼玉県内のみの件数）
根拠法令・要綱等	P F I アドバイザー派遣事業実施要綱

県と市町村との人事交流
(職員の派遣)

制度区分 県支援
所管省庁
県担当課 市町村課 総務・調整担当 (内線2675)

支援目的	地方自治法第252条の17の規定に基づき、県が市町村に、又は、市町村が県にその職員を派遣することにより、県又は市町村における行政運営の円滑化、能率化等に資する。
支援内容	〔支援内容〕 県又は市町村における行政運営の円滑化、能率化に資する場合のほか、県と市町村が協力し、地域における行政を自主的かつ総合的に推進することに資する場合や、専門的知識又は技術の修得など、県又は市町村職員の資質向上、人材育成に資する場合などに、県又は市町村は、その要請に応じ職員を派遣する。
支援対象団体	〔対象団体〕 市町村及び一部事務組合
内容	
予算額	〔予算額〕 21年度 ー 千円、 20年度 ー 千円
採択件数・採択例	〔採択件数・採択例〕 21年度 市町村等→県 26名 県→市町村等 81名 (平成21年4月1日現在) 20年度 市町村等→県 24名 県→市町村等 91名 (平成20年4月1日現在)
根拠法令・要綱等	〔根拠法令・要綱等〕 県及び市町村職員の派遣に関する要綱

県と市町村との人事交流
(「実務研修職員の受入れ」)

制度区分 県支援
所管省庁
県担当課 市町村課 総務・調整担当 (内線2675)

支援目的	地方公務員法第39条の規定に基づき、市町村が研修のため県に職員を派遣することにより、県の様々な行政分野の実務を通じて、事務又は技術の習得に資する。
支援内容	〔支援内容〕 市町村職員が、県の様々な行政分野の実務を通じて、事務又は技術の習得に資する場合のほか、権限移譲等の地方分権の推進に資する分野に従事する場合などに、県は、市町村からの要請に基づき、研修職員を受け入れ、受入課(所)における実務を通じて研修を行う。
支援対象団体	〔対象団体〕 市町村及び一部事務組合
内容	
予算額	〔予算額〕 21年度 ー 千円、 20年度 ー 千円
採択件数・採択例	〔採択件数・採択例〕 21年度 81名 (平成21年4月1日現在) 20年度 93名 (平成20年4月1日現在)
根拠法令・要綱等	〔根拠法令・要綱等〕 埼玉県市町村職員実務研修要綱

選挙事務合理化研究会

制度区分 県支援・その他支援
所管省庁
県担当課 市町村課 選挙管理担当（内線2693）

支援目的	市町村の選挙事務に関する調査・研究を行い、選挙事務の合理化を図る。
支援内容	〔支援内容〕 市町村の選挙事務の実情に応じて研究テーマを設定し、当該テーマに関する調査・研究を行い、その成果を報告書等にまとめるとともに、市町村に周知し、市町村選挙事務の合理化を支援する。 〔構成員〕 県内8支会（北足立、入間、比企、秩父、児玉、大里、北埼玉、埼玉）から推薦された市町村選挙管理委員会職員（12名）及びさいたま市職員（2名） 〔対象団体〕 市町村 〔過去5年間の研究テーマ〕 平成16年度 選挙関係諸用紙の見直しについて 平成17年度 選挙人名簿の閲覧等に関する事務処理の見直しについて 平成18年度 在外選挙事務について 平成19年度 在外選挙事務について 平成20年度 「選挙事務危機管理マニュアル」の策定について
内容	〔予算額〕 21年度 ー 千円、20年度 ー 千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 未定 20年度 4 件 〔根拠法令・要綱等〕

市町村明るい選挙推進協議会
組織・活動活性化事業

制度区分 県支援・その他支援
所管省庁
県担当課 市町村課 政治団体・選挙啓発担当（内線2693）

支援目的	地域における啓発リーダーの育成を図るため、市町村明るい選挙推進員等を対象とした研修会を開催する。 また、市町村明るい選挙推進協議会等に対して、選挙啓発ビデオの貸出し等を行う。
支援内容	〔支援内容〕 研修会を開催し、外部講師による講演及び県からの情報提供を行う。 また、県が所有している選挙啓発用ビデオの貸出を行う。 〔対象団体〕 市町村明るい選挙推進協議会及び市町村 〔平成20年度研修会〕 「選挙啓発と政治教育」（講師：（財）明るい選挙推進協会副会長）
内容	〔予算額〕 21年度 270 千円、20年度 265 千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 1 件 他未定 20年度 1 件 〔根拠法令・要綱等〕 公職選挙法

人的支援制度

【企画財政部】

住民基本台帳ネットワーク システム運営事業費

制度区分 県支援・その他支援
所管省庁 総務省
県担当課 市町村課住基ネット担当（内線2686）

支援目的	住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の強化を推進し、個人情報の保護を徹底することにより、県民の安心の確保を図る。		
支援内容	〔支援内容〕 ① 担当者研修会の実施（県・総務省・LASDEC） ② セキュリティアドバイザー派遣（県） ③ セキュリティ点検（県） ④ システム運営監査（総務省・LASDEC） 〔対象団体〕 市町村		
予算額	21年度	2,200千円	20年度 2,400千円
採択件数・採択例	21年度	未定	
	20年度	②3件 ③5件 ④3件	
根拠法令・要綱等			

税務部門市町村支援事業

制度区分 県支援

所管省庁 なし

県担当課 特別徴収課税調査課個人県民税対策担当(内線2647)

支援目的	県税務職員の市町村に対する派遣、市町村の税務職員の研修生の受入れ及び地方税法第48条等を行うことにより、県及び市町村の共通の課題となっている個人住民税の収入確保を図るため、市町村の徴収技術向上に資することを目的とする。
支援内容	〔市町村短期派遣〕 特別徴収対策室及び県税事務所税務職員が市町村へ派遣を行う。 ・派遣期間 下記の種類に応じて1年を越えない範囲で取組み内容に応じて設定する。 ・従事業務 市町村職員を併任し、市町村税の徴収事務の特定重要課題を解決するため実務支援をする。 ・開始年度 平成16年度（全面改正：類似制度は平成11年度～） ・派遣実績 平成20年度 21市町（川口市、川越市、草加市 ほか） ・種類 短期集中派遣、短期派遣、随時型派遣 〔市町村税務職員の実務研修生〕 市町村税務職員を特別徴収対策室及び県税事務所に実務研修生の受入れを行う。 ・派遣期間 6か月以内で取組の内容に応じて設定する。 ・従事事務 県職員を併任し、県職員と市町村職員が共同して滞納整理を行うことにより、市町村税務職員の滞納整理手法の向上を図る。 ・開始年度 平成14年度〔一部改正：平成19年度～〕 ・派遣実績 平成20年度 7市（川口市、戸田市、朝霞市 ほか） 〔地方税法第48条の活用〕 ・概要 県が市町村に代わって個人県民税を直接徴収を行う。 ・期間 1年を越えない期間 ・実施団体 平成20年度 53市町（さいたま市、川口市、鴻巣市 ほか）
予算額	〔予算額〕 21年度 7,891千円、20年度 2,699千円
採択件数・採択例	〔採択件数・採択例〕 21年度 平成20年度派遣実績については、上記のとおり。平成21年度は、調整中。
根拠法令・要綱等	〔根拠法令・要綱等〕 埼玉県税務職員の市町村短期派遣に関する要綱、市町村税務職員の実務研修生に関する要綱、地方税法第48条、

市町村相談担当者研修

制度区分 県支援

所管省庁

県担当課 広聴広報課 県民相談担当（内線2991）

支援目的	県内各市町村の相談員の資質向上を図り、住民福祉に資するために研修を実施する。
支援内容	〔支援内容〕 各市町村の相談担当者を対象にした研修会を開催する。 市町村相談担当者研修会（年2回） ・民事・家庭問題に関する法律事案等について講義する。 〔対象団体〕 市町村
内容	〔予算額〕 21年度 70千円、20年度 70千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（実施予定）年2回 20年度 年2回実施 〔根拠法令・要綱等〕 特になし

市町村巡回相談

制度区分 県支援

所管省庁

県担当課 広聴広報課 県民相談担当（内線2991）

支援目的	市町村の相談業務が円滑に行われるように、県として支援する。
支援内容	〔支援内容〕 住民相談を実施する市町村からの要請により県の県民相談員を派遣する。 〔対象団体〕 市町村
内容	〔予算額〕 21年度 216千円、20年度 216千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 要請のあった市町村へ派遣 20年度 26市町へ派遣 〔根拠法令・要綱等〕 県民相談実施要領

ユニバーサルデザイン推進
アドバイザーの派遣

制度区分 県支援
所管省庁
県担当課 文化振興課文化事業・UD担当（内線2879）

支援目的	ユニバーサルデザインの考え方の普及を図るとともに、ユニバーサルデザインの実践を促進する。
支援内容	〔支援内容〕 市町村等からの派遣依頼に基づき、ユニバーサルデザイン普及のための講演会講師、また、ユニバーサルデザイン実践のためのワークショップにおけるコーディネーターとして、ユニバーサルデザイン推進アドバイザーを派遣する。 派遣費用（謝金・旅費）は原則として県が負担する。 〔対象団体〕 市町村、学校、各種団体、企業
内容	〔予算額〕 21年度 223千円、20年度 223千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定）10件 20年度 3件 〔根拠法令・要綱等〕 埼玉県ユニバーサルデザイン推進アドバイザー制度設置要綱

外国人ヘルプデスク事業
（電話仲介通訳）

制度区分 県支援
所管省庁
県担当課 国際課多文化共生・NGO担当（内線2717）

支援目的	市区町村の窓口において、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人住民に対する事務を支援する。
支援内容	〔支援内容〕 外国人ヘルプデスク（設置；埼玉県、運営；埼玉県国際交流協会）において、電話仲介通訳を実施する。 ○電話番号 048-835-2423、048-833-3296 ○対応言語 日本語のほか、英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、ハングル、タガログ語、タイ語、ベトナム語で対応可能 ○受付時間 毎週月～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）9：00～16：00 ※ 通訳の依頼に当たっては、最初に職員（日本人）が電話をしてください。 30分以内の対応を目安としてください。長時間の通訳には対応できません。 〔対象団体〕
内容	〔予算額〕 21年度 未定、20年度 9,336千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 未定 20年度 2,615件 うち、仲介通訳件数362件（平成21年2月末現在） 〔根拠法令・要綱等〕

外国人児童生徒
日本語学習支援事業

制度区分 県支援

所管省庁

県担当課 国際課多文化共生・NGO担当（内線2717）

支援目的	日本語で学習することが困難な外国人児童生徒に対し、NGOと協力して日本語学習を支援する。
支援内容	〔支援内容〕 市町村教育委員会からの派遣申請に基づき、彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク（事務局：県国際課、県国際交流協会）に加入するNGOの会員（日本語ボランティア）を小学校及び中学校に派遣する。 ○派遣期間：概ね3か月（週1回） ○支援方法：①授業時間中に、支援対象者が授業を離れて別室で日本語の個別指導を行う。 ②授業時間中に、ボランティアが教室内の支援対象者に付き添い日本語支援を行う。
内容	〔対象団体〕 小学校及び中学校
算額	〔予算額〕 21年度 未定、20年度 591千円
採択件数・採択例	〔採択件数・採択例〕 21年度 5件（予定） 20年度 2件（平成21年3月5日現在）
根拠法令・要綱等	〔根拠法令・要綱等〕 外国人児童生徒に対する日本語学習支援事業実施要綱

市町村の取組支援
（通称名）

制度区分 県支援

所管省庁

県担当課 男女共同参画課（内線2921）

支援目的	（1）市町村への相談員派遣 女性のチャレンジ支援において女性の抱える悩みや希望を気軽に相談できる窓口を設けるため、市町村に相談員を派遣する。 （2）市町村への専門家派遣 女性のチャレンジ支援において女性の抱える悩みや希望に対する相談窓口を設けている市町村支援として、相談員及び担当職員の資質向上を図るため、専門家を派遣する。
支援内容	〔支援内容〕 （1）市町村への相談員派遣 相談事業の実施や拡充を希望する市町村に対して、専門的な知識・経験がある相談員を派遣し、市町村の住民からの相談を受け付ける。 （2）市町村への専門家派遣 相談事業を実施している市町村の相談員及び担当職員の資質向上を図るために、専門家（スーパーバイザー）を派遣しスーパービジョンを実施する。
内容	〔対象団体〕 市町村（実際に支援した市町は以下のとおり） （1）6市町（飯能市、東松山市、北本市、大利根町、宮代町、白岡町） （2）23市町 （上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市、熊谷市、深谷市、東松山市、行田市、加須市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）
算額	〔予算額〕 21年度 3,723千円、20年度 6,183千円
採択件数・採択例	〔採択件数・採択例〕 21年度 未定 20年度 26市町（上記のとおり）
根拠法令・要綱等	〔根拠法令・要綱等〕

消費生活相談緊急相談
アドバイザー制度

制度区分 県支援
所管省庁
県担当課 消費生活課
消費生活支援センター（048-261-0978）

支援目的	市町村窓口の相談に対し、迅速かつ適正な回答をする。
支援内容	〔支援内容〕 ・市町村窓口で受け付けた相談に対し、早急な法令等の解釈をめぐり高度の判断を要する場合などに、専門家（弁護士等）から法的助言を受ける。 〔対象団体〕 市町村
予算額	21年度 600千円、20年度 640千円
採択件数・採択例	21年度（予定）24件程度 20年度 14件
根拠法令・要綱等	なし

市町村消費者行政職員研修

制度区分 県支援
所管省庁
県担当課 消費生活課
消費生活支援センター（048-261-0978）

支援目的	各市町村職員が消費者行政を円滑に遂行できるよう、研修を実施する。
支援内容	〔支援内容〕 ・各市町村の消費生活行政を担当する職員について、下記の研修を実施する。 （新任職員研修） 異動等で新しく担当することになった職員に、消費生活関係法令等について講義をする。 （消費者行政担当職員・相談員研修） 今日的な消費者問題をテーマとした専門家による講演を行う。 〔対象団体〕 市町村
予算額	21年度 90千円、20年度 90千円
採択件数・採択例	21年度（予定）3回 20年度 3回
根拠法令・要綱等	なし

埼玉県防災ヘリコプター
応援事業

制度区分 県支援

所管省庁

県担当課 消防防災課 (内線 3 1 6 6)

支援目的	埼玉県内の市町村において災害が発生した場合に、当該災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県が所有・運航する防災ヘリコプターを当該市町村に派遣し、消防・防災活動を実施する。		
支援内容	〔支援内容〕 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を含む。以下同じ。)の長が、次に掲げる要件のいずれかに該当し、防災ヘリコプターの活動が必要と判断し埼玉県知事に応援要請を行った場合に支援する。 (1)災害が隣接市町村に拡大し、または影響を与えるおそれがある場合 (2)災害が発生した市町村の消防力によっては、防御が著しく困難な場合 (3)その他救急搬送等防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合 なお、防災ヘリコプターが市町村の長の要請を受けて行う緊急運航の種類は次のとおりである。 (1)火災出場 林野火災の消火活動、工場火災・中高層建物火災における情報収集、警戒指揮支援 (2)救助出動 山岳遭難事故及び水難事故等における捜索・救助 (3)救急出動 傷病者の搬送活動(医師、看護師が同乗して医療行為を行いながら搬送する「ドクターヘリ運用」を含む) (4)調査出場 地震、風水害または大規模な事故等における情報収集、警戒指揮支援 (5)救援出場 被災地等への物資・資機材・人員等の搬送 緊急運航の他、市町村等が行う各種の防災訓練に参加する。 防災ヘリコプターを応援要請した場合、市町村の費用負担は一切ない。 〔対象団体〕 市町村		
〔予算額〕	21年度	347,344千円	20年度 344,376千円
〔採択件数・採択例〕	21年度	未定	
	20年度	139件(1月末現在)	
〔根拠法令・要綱等〕	埼玉県防災ヘリコプター応援協定など		

人的支援制度

ストップ温暖化

・埼玉ナビゲーション2050推進事業

【環境部】

（環境みらい都市認定等支援）

制度区分 県支援
所管省庁
県担当課 温暖化対策課

（内線 3037）

支援目的	市町村の優れた温暖化対策を認定・公表することにより、市町村間の競争を促進し、市町村における温暖化対策の全体的なレベルアップを図る。
支援内容	〔支援内容〕 市町村の優れた温暖化対策を「環境みらい都市」として認定・公表する。 【作業スキーム】 ①募集 ②有識者による検討会における審査・認定 ③「環境みらい都市」の認定・公表 ※認定市町村については、希望し、要件に合致した場合、ふるさと創造資金による支援が受けられる。 【詳細については現在検討中であり、内容は変更の場合あり。】 〔対象団体〕 全市町村
内容	〔予算額〕 21年度 240千円、20年度 0千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定）3件 20年度 0件 〔根拠法令・要綱等〕 埼玉県地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050）

ストップ温暖化

・埼玉ナビゲーション2050推進事業

【環境部】

（地球温暖化対策実行計画策定支援）

制度区分 県支援
所管省庁
県担当課 温暖化対策課

（内線 3037）

支援目的	地球温暖化対策の基礎となる地球温暖化対策実行計画の策定を支援し、市町村における温暖化対策の促進を図る。
支援内容	〔支援内容〕 地球温暖化対策の推進に関する法律で策定が義務づけられている地球温暖化対策実行計画については、市町村の人的、技術的問題及び情報不足により、策定が進んでいない状況にある。このため、市町村間の情報交換や県による技術的支援を進めるため、ブロック別地球温暖化対策推進協議会を設置し、市町村の計画策定を支援する。 ブロック別地球温暖化対策推進協議会 区域：環境管理事務所単位（7）程度 内容：既に策定済みの市町から未策定自治体への情報提供 県による情報提供、技術的支援 【詳細については現在検討中であり、内容は変更の場合あり。】 〔対象団体〕 地球温暖化対策実行計画未策定市町村（地域計画策定済み：5市、率先実行計画策定済み：38市町） ※地域計画：自治体区域全般の計画、率先実行計画：自ら事業者として自治体が行う計画
内容	〔予算額〕 21年度 240千円、20年度 0千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定）件 20年度 件 〔根拠法令・要綱等〕 埼玉県地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050）、地球温暖化対策の推進に関する法律

人的支援制度

環境学習推進事業

【環境部】

(環境アドバイザー、環境教育アシスタントの派遣)

制度区分 県支援

所管省庁

県担当課 温暖化対策課 (内線 3033)

支援目的	人材派遣や学習機会を提供することで、市民グループや学校における環境学習を支援する。
支援内容	[支援内容] 県民団体や学校が実施する講演会・学習会に「埼玉県環境アドバイザー」を派遣。 小・中・高校における環境学習の取組みを支援するため「埼玉県環境教育アシスタント」を学校に派遣 (アドバイザーは、専門的な視点から講義・講演形式で学習を支援する。環境教育アシスタントは、学校の教職員と協働しながら、実習面を中心に指導するもの) 「環境学習推進事業費」のうち「人材派遣による環境学習の支援」
内容	[対象団体] 自治会や商工会などの県民団体 小・中・高等学校
予算額	21年度 1,900千円、20年度 1,900千円
採択件数・採択例	21年度 (予定) 170件 20年度 137件
根拠法令・要綱等	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律、埼玉県環境基本条例

【環境部】

市町村騒音・振動・悪臭 担当職員研修

制度区分

所管省庁

県担当課 水環境課総務・騒音振動・悪臭担当(内線3079)

支援目的	法律又は条例に基づき、市町村が処理することとされる騒音・振動・悪臭の環境保全事務について、市町村が円滑に遂行できるよう研修を実施する。
支援内容	[支援内容] 市町村の騒音・振動・悪臭を担当する職員について、下記の研修を実施する。 (前期研修) 新規採用及び異動等で新たに騒音・振動・悪臭を担当することになった職員を主な対象とし、騒音・振動・悪臭の各法律及び県条例について、研修を行う。 (後期研修) 騒音・振動・悪臭担当職員として身につけておきたい技能や知識について、研修を行う。 (平成20年度は、「騒音・振動の測定・評価技術」に関する研修を行った。)
内容	[対象団体] 市町村
予算額	21年度 0千円、20年度 0千円
採択件数・採択例	21年度 (予定) 前期研修 3回、後期研修 未定 20年度 前期研修 3回、後期研修 1回
根拠法令・要綱等	特になし

人的支援制度

【環境部】

みどりの街なみ推進事業費 (グリーンアドバイザーの派遣)

制度区分 県支援

所管省庁

県担当課 みどり再生課総合調整・基金担当(内線3147)

支援目的	屋上緑化や壁面緑化、校庭芝生化などの緑化の普及に向けた講習会の開催や計画策定及び維持管理を適切に実施するための技術支援を行う。		
支援内容	〔支援内容〕 屋上緑化や壁面緑化、校庭芝生化などの都市部の緑化の普及に向けた技術講習会の開催。 屋上緑化や壁面緑化、校庭芝生化などにこれから取り組もうとする団体の計画策定やこれまでに実施した団体が適切に維持管理をするための指導を行うアドバイザーの派遣。 〔対象団体〕 市町村、民間事業者、自治会等地域の団体等		
内容	〔予算額〕 21年度 2,000千円、20年度 ー 千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定) 講習会4回、アドバイザー派遣20件程度 20年度 ー 件 〔根拠法令・要綱等〕		

共助の仕組み推進事業

制度区分 県支援
所管省庁 厚生労働省
県担当課 福祉政策課 地域支え合い推進担当（内線 3223）

支援目的	共助の仕組みの立ち上げ支援のため、アドバイザーを市町村に派遣する。
支援内容	〔支援内容〕 地域住民の支え合いによる共助の仕組みの立ち上げを支援するため、共助の仕組みの先進的な取組を進めている団体の職員等をアドバイザーとして市町村に派遣する。 〔対象団体〕 市町村
内容	〔予算額〕 21年度 1,370千円（新規事業） 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定）5件 〔根拠法令・要綱等〕

高齢者虐待対応研修事業

制度区分 県支援
所管省庁 厚生労働省
県担当課 高齢者福祉課 高齢者虐待防止担当（内線 3251）

支援目的	市町村の高齢者虐待対応に係る体制整備を支援するため、高齢者虐待対応専門員の養成等を行う。
支援内容	〔支援内容〕 1 高齢者虐待対応研修 (1) 専門員養成研修 具体的な高齢者虐待への対応、家族に対する支援の方法や関係機関相互のネットワークづくりなどについて研修を行い、研修終了者に対しては、高齢者虐待対応専門員認定証を交付する。 (研修内容) ・高齢者虐待防止の取組、高齢者虐待防止ネットワークの構築 ・認知症高齢者ケア、精神障害・アルコール依存症等の家族ケア など (2) 管理者研修 市町村等の管理職員を対象に、具体的な高齢者虐待への対応、家族に対する支援の方法や関係機関相互のネットワークづくりなどについて研修を行う。 2 専門員フォローアップ研修 高齢者虐待専門員等のレベルアップを図るため、ネットワーク形成課程及び困難事例対応研修を実施する。 〔対象団体〕 市町村、市町村地域包括支援センター
内容	〔予算額〕 21年度 546千円、20年度 670千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定）専門員養成80人 20年度 専門員養成69人 管理者 35人 フォローアップ 108人 〔根拠法令・要綱等〕 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第19条

【福祉部】

介護認定調査員等研修

制度区分 県支援
所管省庁 厚生労働省
県担当課 介護保険課

(内線3264)

支援目的	市町村が行う要介護認定が公平・公正に行われるよう、介護認定調査員、介護認定審査会委員に対する研修を実施し、資質の向上を図る。
支援内容	〔支援内容〕 1 介護認定調査員研修 新任及び現任の介護認定調査員を対象に、要介護認定に関する基本的な考え方、認定調査の実施方法、認定調査の最新情報等について研修を行う。 2 介護認定審査会委員研修 新任及び現任の介護認定審査会委員を対象に、要介護認定基準、認定審査会の手順、審査判定の最新情報等について研修する。 3 介護認定審査会運営適正化研修 介護認定審査会の適正な運営を図るため、介護認定審査会事務局を対象に介護認定審査会の運営等について研修を実施する。 〔対象団体〕 市町村
予算	〔採択件数・採択例〕 21年度 3,764千円 20年度 4,321千円 (予定) 21年度 介護認定調査員研修 (13会場・新任500人、現任2,000人) 介護認定審査会委員研修 (11会場・新任300人、現任1,000人) 介護認定審査会運営適正化研修 (1会場、200人) 20年度 介護認定調査員研修 (14会場・新任227人、現任1,732人) 介護認定審査会委員研修 (13会場・新任50人、現任1,204人) 介護認定審査会運営適正化研修 (1会場、67人)
根拠法令・要綱等	介護保険法、認定調査員研修実施要綱、介護認定審査会委員研修実施要綱、介護認定審査会運営適正化研修実施要綱

【福祉部】

介護相談員養成等研修

制度区分 県支援
所管省庁 厚生労働省
県担当課 介護保険課

(内線3258)

支援目的	介護相談員をサービス事業所や利用者宅などに派遣することにより、利用者からの相談に応じている市町村を支援するため、介護相談員の養成研修等行う。
支援内容	〔支援内容〕 1 介護相談員養成研修 介護サービス利用者の相談などに応じる介護相談員を養成するため、介護相談員に必要な知識及び技術等の習得の研修を行う。 2 介護相談員現任研修 現任の介護相談員に対して、継続的研修を実施し、必要な知識・技術の取得を図る。 3 介護相談員派遣等事業事務局担当者研修 介護相談員派遣等事業を実施する市町村担当者（事務局）を対象に、事務局運営の要点や先進的自治体の事例紹介などを通じた研修を実施し、事務局として必要な知識等の習得を図る。 ※ 1、2については委託予定。3は直接実施の予定 〔対象団体〕 市町村
予算	〔採択件数・採択例〕 21年度 2,956千円 、 20年度 3,915千円 (予定) 21年度 介護相談員養成研修 (29人) 介護相談員現任研修 (40人) 介護相談員事務局研修 (70人) 20年度 介護相談員養成研修 (26人) 介護相談員現任研修 (75人) 介護相談員事務局研修 (22人)
根拠法令・要綱等	介護サービス適正実施指導事業実施要綱、介護相談員養成・現任研修実施要綱

地域保健福祉関係職員研修

制度区分 県支援

所管省庁

県担当課 保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当（内線3519）

支援目的	地域保健・地域福祉を取り巻く状況の変化や多様化する住民ニーズに的確に対応できる市町村職員を計画的に育成することを目的とする。
支援内容	〔支援内容〕 - 健康福祉セミナー 地域保健福祉関係職員に対して、健康福祉分野に係る基礎的事項及び今日的課題等に関する研修を行う。 - 保健情報活用研修 地域保健関係職員に対して、保健情報の収集・解析・評価等に関する研修を行う。 - 健康福祉研究発表会 地域保健福祉関係職員が、日常業務に関連して自主的行った調査研究事業の成果を発表する機会を設ける。 - 福祉保健総合センター及び保健所別研修 地域保健福祉関係職員に対して、福祉保健総合センター及び保健所別に保健・医療・福祉の連携に係る研修を行う。 - 新任保健師研修 新任保健師に対して、地域保健福祉活動等に関する基礎的知識の習得を図る研修を行う。 - 中堅保健師研修 中堅保健師に対して、企画・計画力を養成する研修を行う。 - 中堅後期保健師研修 各職場において保健師現任教育の促進を図る。 - 新規採用保健師教育担当者（プリセプター）研修 - 管理者保健師研修 管理的立場の保健師に対して、管理者としての資質向上を図る研修を行う。 - 派遣研修 厚生労働省等が主催する研修を通知し、参加を促す。 〔対象団体〕 市町村
〔予算額〕	21年度 4,759千円 20年度 4,759千円
〔採択件数・採択例〕	21年度 （予定）10件（10研修） 20年度 10件（10研修）、健康福祉センター（市町村）、保健情報活用研修（市町村）、新任保健師研修（市町村）等
〔根拠法令・要綱等〕	地域保健法 平成21年度保健医療政策課所管地域保健福祉関係職員研修実施要綱 平成21年度各研修実施要綱

保健師相互派遣

制度区分 県支援

所管省庁

県担当課 保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当（内線3519）

支援目的	市町村における保健師の資質向上と定着促進を図るため、県保健師と市町村保健師との相互派遣を実施している。
支援内容	〔支援内容〕 専門的な知識や経験のある職員を、市町村からの要望により派遣し、市町村保健師に対して知識及び技術の伝達を図るとともに、市町村の保健師はこれまでと異なる職務に従事することで、職務拡大等による資質の向上を図る。 〔対象団体〕 市町村（平成20年度は北本市において実施。）
〔予算額〕	21年度 — 千円 20年度 — 千円
〔採択件数・採択例〕	21年度 1件（北本市） 20年度 1件（北本市）
〔根拠法令・要綱等〕	地方自治法 県及び市町村職員の派遣に関する要綱

中心市街地活性化
市町村応援事業

制度区分 県支援

所管省庁

県担当課 商業支援課 総務・中心市街地担当（内線 3 7 5 4）

支援目的	改正中心市街地活性化法の施行以来、県内市町村の多くは、自らが主役となって、新たな中心市街地活性化策に取り組んでいる。 この事業の目的は、市町村担当職員等に対し、中心市街地の活性化を促進するフォーラムや研究会を開催することにより、市町村の中心市街地活性化への取組みが円滑に推進されるよう、支援するものである。		
支援内容	〔支援内容〕 1 市町村への全体フォーラム及び地域まちづくり勉強会の開催 （１）市町村職員及び商工団体職員等を対象に、中心市街地活性化の先進事例などを紹介し、中心市街地活性化への取組みを促す。 （２）併せて、地区別に市町村職員、商工団体職員を募り、地域の実情を考慮に入れたまちづくりを考える勉強会を開催。まちづくりに対する市町村や商工団体の意識啓発を図るとともに、地域間の情報交換の場として活用していただく。 2 改正法に取り組もうとする市町村と共に行う研究会の実施 改正法による基本計画策定に取り組もうとする市町村等と共に研究会を開催。近隣県の先進地の現地視察や基本計画づくりのためのポイントを研究する。 〔対象団体〕 県内全市町村の担当職員、及び商工団体職員等を対象		
予算額	21年度	721千円	
採択件数・採択例	21年度	1	(1)全体フォーラム1回、(2)地域まちづくり勉強会8回
		2	研究会3回
	20年度	1	(1)全体フォーラム1回、(2)地域まちづくり勉強会7回
		2	研究会3回
〔根拠法令・要綱等〕			

人的支援制度

【県土整備部】

市町村職員土木技術研修

制度区分 県支援

所管省庁

県担当課 総合技術センター 048-643-8731

支援目的	埼玉県内の市町村土木事業担当職員の技術力向上に寄与することを目的とする。
支援内容	〔支援内容〕 土木技術に関する研修の実施（河川砂防事業研修、災害復旧事業研修、土木積算研修 他） 〔対象団体〕 さいたま市を除く市町村
〔予算額〕	21年度 656千円、20年度 800千円
〔採択件数・採択例〕	21年度 7回実施予定 20年度 6回実施
〔根拠法令・要綱等〕	市町村職員土木技術研修実施要領